

○近江八幡市市長交際費の支出基準に関する規程

平成23年11月1日

訓令第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、円滑な市政運営及び執行のために必要な交際に係る経費（以下「交際費」という。）について、その種別、支出範囲等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 近江八幡市の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 近江八幡市政の伸展に功績があった者
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(種別及び支出区分)

第3条 交際費は、次に掲げる区分に基づいて支出するものとする。

- (1) 慶祝 慶事、祝賀会、各種行事等の祝いに係る経費
- (2) 弔慰 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 見舞 病氣見舞及び災害見舞等に係る経費
- (4) 会費 会費制で開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (5) 接遇 市政運営上必要と認められる場合の接遇に係る経費
- (6) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費

(支出基準)

第4条 前条各号に規定する区分に係る支出内容及び支出基準は、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	対象、内容等			金額等
慶祝	大会、式典、祝賀会等			10,000円以内
弔慰、見舞	名誉市民	死亡	本人	香典20,000円及び供花等
		病氣見舞	本人	5,000円
	市長、副市長、教育長、地域自治区 長及び収入役（経験者）	死亡	本人	香典20,000円及び供花等
			配偶者	香典10,000円及び供花等
	市議会議員（現職）	死亡	本人	香典20,000円及び供花等
			配偶者	香典10,000円及び供花等
		病氣見舞	本人	5,000円
	市議会議員（経験者）	死亡	本人	香典10,000円及び供花等
	行政委員会委員等議会の選挙又は 同意を得て選任された者（現職。た だし、教育長を除く。）	死亡	本人	香典10,000円及び供花等
			配偶者	香典10,000円
		病氣見舞	本人	5,000円
	行政委員会委員等議会の選挙又は 同意を得て選任された者（経験者。 ただし、教育長を除く。）	死亡	本人	香典10,000円
	民生児童委員、人権擁護委員その他 これに準ずる委員（現職）	死亡	本人	香典10,000円
	自治会長及び区長等（現職）	死亡	本人	香典10,000円
消防団員（現職）	死亡	本人	香典10,000円	
災害等の見舞金				社会通念上妥当と認めら れる額
会費	会費制で開催される会合、懇談会等			会費相当額
接遇	手土産、記念品等			10,000円以内
	会食等			昼食1人当たり3,000円以 内。夕食1人当たり10,000 円以内。
その他	市長が特に必要と認めるもの			社会通念上妥当と認めら れる額

※備考 市長、副市長、教育長及び収入役の経験者及び市議会議員経験者には、合併前の旧近江八幡市及び旧安土町の経験者を含むものとする。